

安全保障法制の全体像

法案名	対応する事態・活動	主な改正内容
武力攻撃 事態法改正案	武力攻撃事態 	日本への直接的な武力攻撃に対し、個別的自衛権で反撃(変更なし)
	存立危機事態 	密接な関係の他国への攻撃に対し、存立危機事態に該当する場合は集団的自衛権による反撃を可能に
重要影響事態法案 (周辺事態法改正案)	重要影響事態 	日本の安全のために活動している米軍や他国軍への後方支援や弾薬の提供を可能に
自衛隊法改正案	グレーゾーン事態 	日本防衛のために活動する米軍や他国軍の艦船を自衛隊が防護、在外邦人の救出も可能に
国際平和支援 法案	国際平和共同対処事態 	国際社会の平和のために活動する米軍や他国軍への後方支援や弾薬提供
PKO協力法 改正案	国際連携平和安全活動 	国連の指揮下でない人道復興支援や治安維持活動が可能に。駆けつけ警護や任務遂行型の武器使用もできる
船舶検査法改正案	重要影響事態	日本周辺以外での自衛隊による船舶検査を可能に
米軍等行動円滑化 法案(米軍行動円滑 化法改正案)	存立危機事態など	米軍や他国軍との活動を円滑にするための情報交換や、物品・役務提供を実施
海上輸送規制法 改正案	存立危機事態など	攻撃国による武器弾薬、兵員の海上輸送を規制する
捕虜取り扱い法 改正案	存立危機事態など	拘束した捕虜の取り扱いを国際法に基づき規定
特定公共施設 利用法改正案	武力攻撃事態	米軍以外の他国軍も日本の港湾や飛行場などの利用を可能に
国家安全保障会議 (NSC)設置法改正案	存立危機事態など	NSCの審議事項に存立危機事態や重要影響事態などへの対処を追加

◆与党が想定する主な重要法案の日程

法案	4月	5月	6月	7月	8月
安全保障 関連法案		21日 →	24日 前後	7月末～ 8月上旬	
労働者派遣法 改正案		12日 → 月内	会期内	衆院審議	参院審議 成立目標
労働基準法 改正案			→	衆院審議	参院審議 成立目標
農協法 改正案		14日 → 5月末～ 6月初旬	会期内		
五輪・パラリン ピック特措法案 衆院で可決		→ 下旬		24日 会期末	→
公職選挙法 改正案		→ 下旬		→	→